資料編【2. 関係図表】

目 次

1	年次別農作物鳥獣被害の推移(鳥獣全体)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2	ニホンザルの被害に対する市町村の取組状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	市町村管理事業実施計画と鳥獣被害防止計画の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
4	ニホンザルの捕獲数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

年次別農作物鳥獣被害の推移(鳥獣全体)

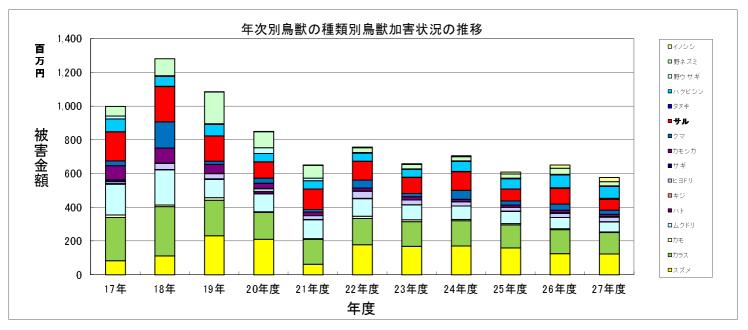
鳥獣の種類					被害	金 額	(千円)					H27年度
	17年	18年	19年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	主な被害作物
スズメ	83,376	112,863	231,039	210,646	63,298	178,449	168,697	171,092	159,789	125,166	124,017	おうとう、りんご
カラス	257,644	292,281	211,321	159,499	147,528	156,025	146,217	150,108	137,316	142,480	127,261	おうとう、りんご
カモ	14,557	9,798	16,145	3,589	4,526	13,109	12,187	7,569	6,081	6,017	3,926	水稲、大豆
ムクドリ	182,676	208,410	107,907	107,577	111,151	104,624	89,331	78,998	73,081	65,548	58,873	おうとう、りんご
ハト	2,626	2,332	1,914	12,926	2,255	673	437	319	755	443	367	大豆、そば
キジ			1,163	137	311	168	18	46	104	140	113	大豆、いちご、トマト
ヒヨドリ	11,223	34,259	30,814	16,570	22,162	42,836	27,547	25,046	23,959	25,181	26,915	おうとう、りんご
サギ	11,117	3,218	1,619	1,774	193	2,216	174	1,533	613	4,300	3,556	水稲
その他	28,405	6,446	8,812	15,747	177,253	19,754	14,821	7,426	3,234	2,334	2,891	おうとう、りんご
鳥類計	591,624	669,607	610,733	528,466	528,677	517,854	459,429	442,137	404,932	371,609	347,919	
カモシカ	83,913	88,611	52,889	29,779	21,194	17,023	18,134	13,683	12,706	14,035	14,724	ぶどう、おうとう、いちご
クマ	29,424	155,835	19,109	30,770	15,466	47,713	20,307	53,289	25,274	36,872	24,373	おうとう、ぶどう、りんご
サル	171,951	209,039	149,897	96,698	120,973	110,383	94,820	110,692	68,686	93,054	63,671	おうとう、えだまめ、ぶどう
タヌキ	760	2,251	405	301	253	1,122	1,209	1,336	1,209	4,039	5,428	いちご、おうとう、すいか
ハクビシン	74,607	57,604	68,107	49,738	48,422	47,299	44,746	57,795	59,950	75,353	70,438	おうとう、いちご、りんご
野ウサギ	17,013	3,556	4,039	33,574	14,865	3,107	4,436	4,739	3,478	4,319	4,306	おうとう、西洋なし
野ネズミ	56,737	101,264	188,500	94,525	76,440	28,959	26,551	24,417	25,647	34,679	25,292	おうとう、いちご、えだまめ
イノシシ			12	2,068	2,539	4,753	3,909	5,532	11,769	19,760	23,507	水稲、かぼちゃ、じゃがいも
その他	320				1,351	52	52	949	2,025	1,935	1,350	いちご、水稲、おうとう、ぶどう
獣類計	434,725	618,160	482,957	337,454	301,504	260,411	214,164	272,432	210,744	284,046	233,089	
その他												
合 計	1,026,349	1,287,767	1,093,690	865,920	830,181	778,265	673,593	714,569	615,676	655,655	581,008	

(注)H17~19年は暦年(1~12月)、H20~27は年度(4~3月)

資料 県園芸農業推進課

鳥獣の種類					加 宇	工 往	(1)					H27年度
局獣の性類			-		被害		(ha)			t-		1
	17年	18年	19年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	主な被害作物
スズメ	688.7	824.7	1,022.4	925.3	464.6	560.9	483.7	519.1	471.5	438.0	370.9	おうとう、りんご、水稲
カラス	1,068.4	1,273.4	728.0	945.5	708.7	734.6	621.5	569.2	628.3	571.5	468.6	りんご、西洋なし、おうとう
カモ	361.6	257.7	214.4	151.9	60.0	99.7	93.7	67.8	83.9	65.2	42.4	水稲
ムクドリ	361.4	576.0	498.3	603.3	629.0	538.6	498.4	467.5	431.4	378.9	313.1	おうとう、西洋なし、りんご
ハト	55.3	53.5	44.1	44.8	51.1	16.1	8.6	5.2	6.6	7.0	6.6	豆類、水稲
キジ		0.0	0.7	4.9	1.5	0.8	0.4	1.4	1.6	1.5	1.5	豆類、水稲
ヒヨドリ	50.2	157.0	92.7	72.7	99.8	124.0	112.4	114.9	88.6	84.5	77.9	りんご、西洋なし、おうとう
サギ	1,052.6	49.7	41.8	41.0	7.1	2.5	13.4	51.5	105.7	5.6	3.9	稲
その他	19.2	64.1	84.7	129.1	132.2	52.4	53.3	35.1	1.8	12.0	10.0	おうとう、りんご
鳥類計	3,657.4	3,256.1	2,727.0	2,918.4	2,154.0	2,129.4	1,885.4	1,831.7	1,819.4	1,564.2	1,294.9	
カモシカ	150.7	131.8	97.1	84.4	55.2	61.8	44.5	38.2	36.7	40.1	45.8	ぶどう、豆類、おうとう
クマ	57.7	416.7	36.8	64.2	40.8	91.3	39.0	83.1	51.0	65.1	43.6	ぶどう、おうとう、りんご
サル	292.1	300.7	192.5	202.6	125.9	172.7	106.5	129.3	93.7	101.9	88.3	ぶどう、稲、おうとう
タヌキ	3.8	2.5	0.2	1.0	0.5	0.9	0.9	0.9	2.6	1.0	4.0	ぶどう、おうとう、 いちご
ハクビシン	211.3	205.6	141.4	115.1	83.0	64.3	64.6	75.3	83.4	68.1	66.1	おうとう、りんご、ぶどう
野ウサギ	68.6	11.6	25.8	156.4	51.9	6.1	25.6	26.0	2.8	4.3	4.8	おうとう、りんご
野ネズミ	203.2	270.1	464.1	285.5	237.5	83.8	71.5	72.5	91.1	63.3	41.0	水稲、おうとう、西洋なし
イノシシ			0.2	9.1	3.1	10.0	23.2	14.2	33.5	61.4	67.2	水稲、いも類
その他	1.0				2.8	0.1	0.1	0.8	6.1	2.6	0.6	水稲
獣類計	988.4	1,339.0	958.2	918.4	600.9	490.9	375.9	440.3	400.9	407.7	361.3	
その他												
合 計	4,645.8	4,595.1	3,685.1	3,836.8	2,754.9	2,620.3	2,261.3	2,272.0	2,220.3	1,971.9	1,656.2	

資料 県園芸農業推進課



ニホンザルの被害に対する市町村の取組状況について

市町村名	支援の状況(①支援先、②支援内容)	協議会等の設置状況(①名称、②構成員)
山形市	① 農業者、農業者グループ等 ② 侵入防止電気柵設置に対する補助 追払いパトロール業務委託 追払い花火の配布	① 1)山形市農作物有害鳥獣対策協議会2)各被害発生地区で組織する協議会等② 1)市内各地区の支部長2)被害地区の農業者等
上山市	① 上山市鳥獣害防止対策協議会② 簡易電気柵設置、電波受信機購入、緩衝帯整備、狩猟免許取得、追払い、研修等自主対策活動等に対する補助	① 上山市鳥獣害防止対策協議会② 被害地区の会長会、農事実行組合協議会、 山形農業協同組合、山形中央農業共済組 合、山形県猟友会上山支部、山形の野生 動物を考える会、県村山総合支庁、上山 市
村山市	① 1)村山市猟友会 2)大倉地区サル被害対策協議会 3)楯岡地区サル被害対策協議会 4)袖崎地区サル被害対策協議会 ② 1)追払い駆除費用等に対する補助 2)設備機器導入事業補助 3)住民の追払い活動に対する補助	① 1)村山市有害鳥獣対策協議会 2)大倉地区サル被害対策協議会 3)楯岡地区サル被害対策協議会 4)袖崎地区サル被害対策協議会 ② 1)行政、農業団体、生産者、猟友会 2)地区代表者、生産者
天童市	① 1)各地区鳥獣害対策協議会2)農業者、農業者グループ等② 1)捕獲駆除に係る経費、追払い用花火購入等に対する補助2)侵入防止電気柵設置に対する補助	① 1)天童市有害鳥獣対策協議会2)津山地区鳥獣害対策協議会、山口・田麦野サル対策連絡協議会、田麦野鳥獣被害対策連絡協議会② 1)行政、農協、猟友会、共済組合、生産者代表等2)生産者、農協
東根市	① 東根市猿被害対策連絡協議会② サル用侵入防止柵設置に関する補助	① 東根市猿被害対策連絡協議会 ② 各被害発生地区で組織する協議会、行政 (東根市、北村山農業技術普及課)、猟友会
尾花沢市	 ① 1)尾花沢市鳥獣被害防止対策協議会 2)市長が適当と認める団体等 3)尾花沢市猟友会 ② 1)協議会実施事業に対する補助 2)有害鳥獣対策設備導入事業に対する補助 3)狩猟担い手育成事業に対する補助、 猿捕獲に対する支援 	 ① 1)尾花沢市鳥獣被害防止対策協議会 2)各地区鳥獣被害防止対策協議会(5地区) ② 1)尾花沢市、市農業委員会、各地区代表区長、農業団体、鳥獣保護管理員、猟友会、学識経験者 2)各地区内の区長

市町村名	支援の状況(①支援先、②支援内容)	協議会等の設置状況(①名称、②構成員)
米沢市	① 各地区対策協議会 農業振興組合 各生産者② ・電気柵設置等経費の補助 ・独自・先進的対策への補助	① 南原地区有害動物対策協議会 万世地区有害鳥獣対策協議会 米沢西地区猿害対策協議会 山上地区有害鳥獣対策協議会 三沢・田沢地区猿害対策協議会 上長井地区有害鳥獣対策協議会 上郷地区有害鳥獣対策協議会 広幡地区有害鳥獣対策協議会 広幡地区有害鳥獣対策協議会 の 地区委員、猟友会、生産者等
南陽市	 ① 1)山形おきたま農業協同組合 2)各生産者 3)猟友会 ② 1)鳥獣被害防止対策に対する補助 2)電気柵設置経費の補助 3)狩猟免許の取得・更新経費の補助 	① 南陽市鳥獣被害防止対策協議会② 行政、農協職員、猟友会、共済組合、 生産者代表
高畠町	 ① 1)高畠町有害鳥獣対策協議会 2)町内の農業者等 ② 1)・追い払い駆除費用に対する補助 追い払い用花火の支給 協議会運営費用に対する補助 2)有害鳥獣侵入防止柵設置経費に対する補助 する補助 3)猟銃免許取得経費に対する補助 	① 高畠町有害鳥獣対策協議会② 行政、農協、猟友会、共済組合、森林組合、 生産者代表、鳥獣保護管理員
川西町	① 1) 川西町農作物鳥獣被害防止対策協議会 2) 猟友会米沢支部川西ブロック 3) 農業者、農業者グループ等 4) 新たに第一種銃狩猟免許を取得しその後猟友会に入会する者 ② 1)・追い払い用花火の支給・協議会運営費用に対する補助 2) 有害鳥獣駆除活動に対する支援金 3) 電気柵設置経費の補助 4) 猟銃狩猟免許取得に係る費用の一部を補助	① 川西町農作物鳥獣被害防止対策協議会② 川西町農地林務課、川西町産業振興課、川西町農業委員会、山形おきたま農業協同組合川西支店、猟友会米沢支部川西ブロック、川西町鳥獣保護管理員、玉庭地区・東沢地区の代表者

+m-++ 2	+450421(0+154 0+154)	加辛人佐 a =11.50 / A カ # 上 B \
市町村名	支援の状況(①支援先、②支援内容)	協議会等の設置状況(①名称、②構成員)
小国町	 ① 1)小国町猟友会 2)小国町特定鳥獣被害防止対策協議会 会 3)町民 ② 1)・猟友会の運営等に係る経費の補助 2)・被害防止のため追払い等に使用する花火等に係る経費の補助 3)・わな猟・銃猟免許取得費用の助成・猟銃所持許可取得費用の助成 	① 小国町特定鳥獣被害防止対策協議会② 小国町猟友会、鳥獣保護管理員、農協、小 国町森林組合、小国町農業委員会、農業振 興組合連合会、小国町
白鷹町	① 白鷹町鳥獣被害対策実施隊② 有害鳥獣駆除活動に対する謝礼	① 白鷹町鳥獣対策協議会 ② 山形おきたま農業協同組合白鷹支店 山形県酪農業協同組合白鷹支所 西置賜漁業協同組合白鷹支部 置賜総合支庁 西置賜農業技術普及課 白鷹町鳥獣被害対策実施隊 白鷹町鳥獣保護管理員 白鷹町総務課 白鷹町農業委員会 白鷹町産業振興課
飯豊町	 飯豊町農作物鳥獣被害防止対策協議会 地域住民が主体となって実施する鳥獣被害防止活動に係る経費の一部を補助 	① 飯豊町農作物鳥獣被害防止対策協議会 ② 行政(県、町、長井警察署)猟友会、JA 山形おきたま
鶴岡市	① 1)鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会 2)農作物鳥獣被害防止対策に取り組む住民で構成する組織 3)農業者、営農組織等 4)新たに猟友会員となり、有害鳥獣の捕獲に従事しようとする者 ② 1)市鳥獣被害防止計画に基づき被害対策を実施する同組織に対して運営費を助成 2)地域住民が主体となって実施する鳥獣被害防止活動に係る経費の一部を補助 3)有害鳥獣被害を防止対策器具の購入経費の一部を補助 4)第一種銃猟免許および銃砲所持許可の取得に係る費用の一部を補助	① 鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会② 鶴岡市、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、山形県猟友会鶴岡支部、山形県猟友会温海支部、被害地域住民代表、学識経験者、技術指導者(庄内総合支庁農業技術普及課)、庄内総合支庁農業振興課

24

市町村管理事業実施計画と被害防止計画の比較

(1) 13市町が、ニホンザル管理事業実施計画を策定している。

【村山地方(6)】 山形市、上山市、天童市、村山市、東根市、尾花沢市

【最上地方(0)】 該当なし

【置賜地方(6)】 米沢市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、飯豊町

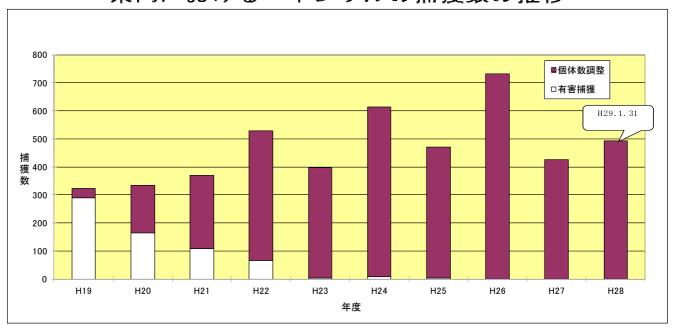
【庄内地方(1)】 鶴岡市

(2) 市町村鳥獣被害防止計画 (ニホンザル対象) は、17市町村が策定済み (H29.1.31現在)

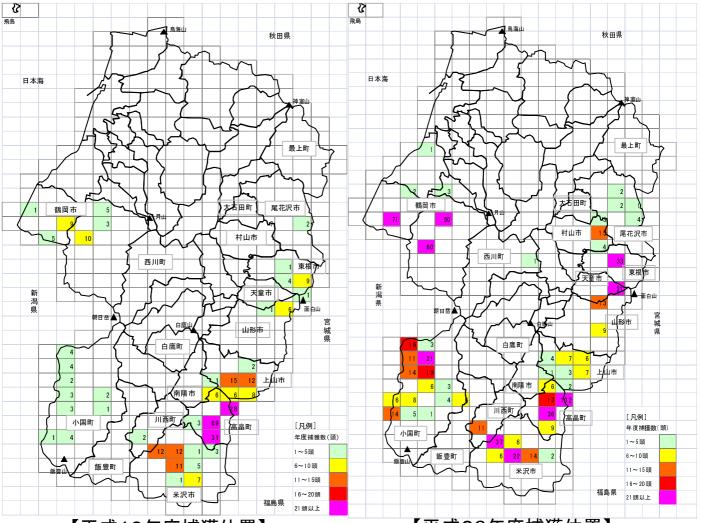
【市町村管理事業実施計画】鳥獣保護管理法第7条の二第1項に規定された第二種特定鳥獣管理計画に基づき市町村が作成する年度計画。実施計画に基づく捕獲の場合、捕獲期間は1年間可能。 【鳥獣被害防止計画】鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定に基づき、市町村が策定する計画。 鳥獣被害防止計画を策定すると鳥獣の捕獲許可権限の委譲、地方交付税の拡充、補助事業による支援などが受けられる。さらに、鳥獣被害対策実施隊を設け、狩猟税の軽減措置等が受けられる。

	 Jh			1	管理事	業実施	計画		被	害防止計	画		捕獲実績	
	地域	市町村名	H2	26	H2	27	H2	28		捕獲計画		H26	H27	H28
	***		生息数	捕獲計画	生息数	捕獲計画	生息数	捕獲計画	H26	H27	H28	1120	1121	1120
1		山形市	400	80	540	108	630	126	80	108	108	22	26	49
2		上山市	315	80	310	70	310	80	80	70	80	30	40	34
3		天童市	180	50	195	50	195	50	50	50	50	21	15	18
4	村	寒河江市							_	_	_			
5	」 山	西川町							県管	理計画に	よる	1		
6	щ	朝日町							10	10	10			
7		村山市	121	35	121	35	121	35	35	35	35	22	16	10
8		東根市	350	60	415	80	415	80	60	80	80	33	35	39
9		尾花沢市	375	30	375	30	375	30	30	30	30	9	13	11
10		米沢市	620	125	715	120	707	117	125	120	117	87	58	45
11		南陽市	80	20	80	20	80	20	20	20	20	4	4	
12	罒	高畠町	490	180	460	180	460	180	180	180	180	166	74	49
13	置賜	川西町	110	30	100	30	100	30	30	30	30	12	5	7
14	肳	小国町	955	200	975	235	975	235	200	235	235	137	37	72
15		白鷹町									5			
16		飯豊町	50	15	70	20	70	20	15	15	15	0	0	0
17	庄内	鶴岡市	830	205	986	220	986	220	205	220	220	187	102	159
			4,876	1, 110	5, 342	1, 198	5, 424	1, 223	1, 120	1, 203	1, 215	731	425	493
					計画期	間1年	間		計画	画期間3年	間			
												※H28は1	月31日現在	:

県内におけるニホンザルの捕獲数の推移



		H19			H20			H21			H22			H23			H24			H25			H26			H27			H28	
区分	許可 件数					捕獲頭数																								
有害捕獲	115	2,282	290	59	1,292	165	51	8 30	108	27	515	67	10	90	3	7	80	7	8	22	4	10	28	2	1	3		9	36	1
特定計画	5	140	33	11	529	168	12	735	261	23	849	462	14	1,004	393	22	1,007	606	15	1.040	466	23	1 ,0 80	729	27	1,178	425	21	1,193	492
合計	120	2.422	323	70	1.821	333	63	1.565	369	50	1 .364	529	24	1 .0 94	396	29	1.087	613	23	1.062	470	33	1,108	731	28	1,181	425	30	1.229	493



【平成19年度捕獲位置】

資料編【3. 実施計画関係】

目 次

1	市町村事業実施計画の作成について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2	市町村事業実施計画参考様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
3	第二種特定鳥獣捕獲実施報告書様式 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	31
4	ニホンザル捕獲個体調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

市町村ニホンザル管理事業実施計画作成要領

1 実施計画の作成について

市町村が、山形県ニホンザル管理計画に基づく数の調整を行う場合には、市町村ニホンザル管理事業実施計画(以下「実施計画」という。)を【資料3-2様式】により作成するものとする。

2 計画書の作成

(1) 実施計画の記載事項

実施計画には、当該年度における次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 生息状況(群れの名称、行動域、推定生息頭数)
- イ 被害状況(農作物被害(品目及び金額)、人身被害、生活被害)
- ウ 管理目標(地区毎の被害防除対策、生息環境管理、個体数調整の方針)
- エ 捕獲による数の調整に関する事項(捕獲期間、群れごとの捕獲上限数)
- 才 計画期間
- カ 生息分布及び被害区域図

当該市町村長がニホンザルを対象鳥獣として、鳥獣被害防止特別措置法に基づく市町村被害防止計画を定めている場合には、これと整合を図るものとする。

(2) ニホンザルの数の調整を目的とした捕獲等の許可

実施計画に基づくニホンザルの数の調整を目的として、法第9条第1項による捕獲等の許可申請があった場合、知事(特措法の規定により許可権限を有する市町村長)は1年以内の期間で許可を行うものとする。

(3) 捕獲の方法等

実施計画に基づく個体数調整のための捕獲の主体は市町村を原則とし、捕獲方法は銃器(散弾銃を原則とする。)

(4) 群れの状況に応じた捕獲の方針

市町村が個体数調整を行う場合、捕獲対象となる群れの規模や加害状況に応じ、捕獲方式を定め、捕獲を実施するものとする。

(捕獲方式の選択の考え方については、ニホンザル管理計画7(4)参照)

3 実施計画書と実施報告書の提出について

- (1) 市町村長は、毎年度、翌年度の実施計画書を総合支庁長へ2部提出するものとする。
- (2)総合支庁長は、内容を確認後、環境エネルギー部長へ1部提出するものとする。
- (3) 市町村長は、計画期間終了後30日以内に、第二種特定鳥獣実施報告書【資料3-3様式】に 捕獲個体調査票【資料3-4様式】を添付し、総合支庁長へ1部提出するものとする。
- (4)総合支庁長は、内容を確認後、環境エネルギー部長へ(3)の写しを1部提出するものとする。
- (5) 実施計画の変更を行うときは、(1)及び(2)を準用し、事前に手続きを行うものとする。

4 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲の取り扱い

捕獲実施主体者が実施計画に基づく捕獲をする時は、関係市町村の実施計画との整合性を確認のうえ、「山形県第二種特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領」「山形県第12次特定鳥獣保護管理事業計画」に基づき、捕獲の事務手続きを行うものとする。

5 事業結果の評価・検証

県は、実施報告書等をとりまとめ、山形県特定鳥獣保護管理検討委員会に報告し評価・検証を行い、その結果について第二種特定鳥獣管理連絡協議会等を通じて関係機関にフイードバックしていくものとする。また、県は、必要に応じ市町村に対して、実施中の捕獲状況、実施後の効果等の調査についてについて協力を求めることができるものとする。

(参考様式)

平成〇〇年度 〇〇市(町、村)ニホンザル管理事業実施計画書

1 生息状況(頭数は推定頭数。群れの名称は任意、行動域の地名は主なもの)

群れの名称	頭 数	行 動 域
A	50頭	川上、山中
В	70頭	川向温泉
C	30頭	大沢川上流域
D	40頭	大森地区北部
群れ計	190頭	
ハナレザル	20頭	市全体
計	210頭	

2 被害状況

地区名	群れ名称	被害状況等(農作物、生活被害等)	被害作物	被害金額
イロハ地区	A, B	○○などの農作物被害を繰り返し発	果樹、旗作物、	1,500 千円
		生させている。	稲	
ホヘト地区	C	○○などの農作物被害を繰り返し発	大根、豆類	2,000 千円
		生させている。		
チリヌ地区	B, D	人慣れが進み、住民に対する威嚇	果樹	3,000 千円
		や住居への侵入等が見られる個体		
		がいる。		
計				6,500 千円

3 管理目標等

農地や集落など人の生活領域に接近、侵入することを防止し、被害を発生させる状況を減ら していくとともに捕獲等の実施により、被害を加える群れ又は個体の数を中長期的に減少させ、 人とニホンザルとの共存を図る。

地区	群れ			管理対策等	
名	名称	区分	被害防除対策	生息環境管理	個体数調整の方針
0 0	A群	現状	特になし	・放棄・取り残し農作物の	加害個体の捕獲(8月)
地区				除去の指導	
		問題	・電気柵等への理解	・針葉樹林の荒廃が進んで	・遊動域が拡大しつつある。
		点	が進んでいない。	いる。	
		対策	・電気柵等設置につ	・放棄・取り残し農作物の	・加害個体の 選択捕獲 。
			いて指導する。	除去の指導	(わな・銃)
				・森林施業の実施	

地区	群れ		管理対策等					
名	名称	区分 被害防除対策		生息環境管理	個体数調整の			
					方針			
00	B群	現状	・電気柵、ネットの	・放棄・取り残し農作物の	・加害個体の捕獲			
地区			設置及び管理	除去の指導	(8月)			
		問題	・電気柵について、	・針葉樹林の荒廃が進んで	・遊動域が拡大しつつある。			
		点	管理不徹底箇所が	いる。				

		ある。		
	対策	・農作物被害が出る	・放棄・取り残し農作物の	・部分捕獲。
		前に施設の管理の	除去の指導	(わな・銃)
		徹底を指導する。	・森林施業の実施	

地区	群れ			管理対策等	
名	名称	区分	被害防除対策	生息環境管理	個体数調整の
					方針
00	C群	現状	・電気柵、ネットの	・放棄・取り残し農作物の	・加害個体の捕獲
地区			設置及び管理	除去の指導	(8月)
		問題	・電気柵について、	・針葉樹林の荒廃が進んで	・遊動域が拡大しつつある。
		点	管理不徹底箇所が	いる。	
			ある。		
		対策	・農作物被害が出る	・放棄・取り残し農作物の	・加害個体の 選択捕獲 。
			前に施設の管理の	除去の指導	(わな・銃)
			徹底を指導する。	・森林施業の実施	

地区	群れ		管理対策等					
名	名称	区分	被害防除対策	生息環境管理	個体数調整の			
					方針			
00	D群	現状	・電気柵、ネットの	・放棄・取り残し農作物の	・加害個体の捕獲			
地区			設置及び管理	除去の指導	(8月)			
		問題	・電気柵について、	・針葉樹林の荒廃が進んで	・遊動域が拡大しつつある。			
		点	管理不徹底箇所が	いる。				
			ある。					
		対策	・農作物被害が出る	・放棄・取り残し農作物の	・加害個体の 選択捕獲 。			
			前に施設の管理の	除去の指導	(わな・銃)			
			徹底を指導する。	・森林施業の実施				

4 捕獲等による数の調整に関する事項

群れの名称 生息頭数 捕獲		捕獲上限数	捕獲期間		
A群	50頭	5	8月~9月		
B群	70頭	2 0	8月~9月		
C 群	30頭	3	8月~9月		
D群	40頭	4	8月~9月		
合 計	190頭	3 2			

5 計画期間

計画期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

6 生息分布及び被害区域図 (1/25,000~1/50,000 地形図を使用)

(様式第6号)

 資料
 3-3

 年
 月
 日

山形県知事 殿

住 所 氏 名

(署名又は記名押印)

第二種特定鳥獣捕獲実施報告書

年 月 日付けで許可のあった第二種特定鳥獣の数の調整の目的のための捕獲を下記のとおり実施したので報告します。

	記		
鳥獣等の種類		許可された数量	頭

捕獲した場所	捕獲した数量 (うち非捕殺数)	捕獲年月日	雄雌区分	処置の概要	備考
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				

【記入上の注意】

- 1 捕獲した数量欄の「うち非捕殺数」には、捕獲後に放獣したもの、傷病鳥獣として救護施設に収容したもの等、殺処分しなかった頭数を記載すること。
- 2 捕獲した場所欄には、鳥獣保護区等位置図(通称:ハンターマップ)に記載されたメッシュ番号を記載すること。
- 3 雄雌区分には、「雄」「雌」の別を記載すること。判らない場合は「不明」と記載すること。

平成 年度 ニホンザル捕獲個体調査票

	捕獲	したニホンザルについて、個体ごとに次の項目を記入してください。		合支庁確認欄(許可の種類 養許可の種類(①、②いう			
	1 (1)	捕獲者 氏名	(1)市町村許可)県許可	7 10% 100		
		住所	6 (群れの状況について 1) 群れの名称			
	2	捕獲年月日 <u>平成 年 月 日 午前・午後 時 分</u> 捕獲方法 銃器()・ 箱わな ・囲いわな					
32	4 (1)	捕獲場所	(2) 群れの頭数;	群れ •	ヒトリザル	頭
2	(2)	鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)のメッシュ番号 ※捕獲位置の地図(2万5千分の1、又は5万分の1程度)を添付願います。	7	処分の方法 ・埋設処理 ・焼却処理(施設名)	
	5 (1)	捕獲個体データ 性別 <u>オス・メス・不明</u>		・その他()	,	
	(2)	体重 kg ※可能な限りはかりを使用ください。 ※はかりを(使用 ・ 未使用)					
	(3)	幼獣・成獣の別 - 成獣 - 成獣					湾

資料3 — 4

※捕獲の許可を受けた市町村又は総合支庁へ捕獲後 30日以内に報告して下さい。